

## 香川県 ICT 活用工事（ICT 付帯構造物設置工）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、香川県土木部の所管する工事において別途定める香川県 ICT 活用工事（土工）、香川県 ICT 活用工事（土工 1,000m<sup>3</sup> 未満）、香川県 ICT 活用工事（小規模土工）（以下、「ICT 土工」という。）にあわせて実施する「ICT 付帯構造物設置工」の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（ICT 付帯構造物設置工）

第2条 ICT付帯構造物設置工とは、施工プロセスの全ての段階もしくは一部の段階において、次の1, 2, 4, 5に示すICT施工技術を活用するものである。ただし、単独ではなくICT付帯構造物設置工はICT土工の関連工種として実施することとする。

### 1 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、次の1)～8)から選択（複数可）して測量を行うものとする。ただし、ICT 活用工事（土工）の起工測量データ等を活用することができる。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) T S等光波方式を用いた起工測量
- 4) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 5) R T K－G N S Sを用いた起工測量
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

### 2 3次元設計データ作成

1で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。3次元設計データ作成は、ICT 土工と合わせて行うが、ICT 付帯構造物設置工の施工管理においては、3次元設計データとして、3次元座標を用いた線形データも活用できる。TIN形式でのデータ作成は必須としない。

### 3 ICT 建設機械による施工

該当無し

### 4 3次元出来形管理等の施工管理

ICT 付帯構造物設置工の施工管理において、下記に示す技術により出来形管理を実施する。

#### （1）出来形管理

次の1)～7)から選択（複数可）して、出来形管理を行うものとする。

- 1) T S等光波方式を用いた出来形管理技術
- 2) T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理技術
- 3) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理技術
- 4) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理技術
- 5) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理技術
- 6) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理技術

- 7) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理技術
- (2) 出来形管理基準及び規格値  
出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。

- (3) 出来形管理帳票  
現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出すること。

- 5 3次元データの納品  
2、4による3次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。

(対象工事及び対象工種)

第3条 ICT付帯構造物設置工の対象工事は、工事工種体系ツリーにおける下記工種を含む工事を対象とする。

種別	細別
コンクリートブロック工	コンクリートブロック積
	コンクリートブロック張
	連節ブロック張
	天端保護ブロック
緑化ブロック工	
石積（張）工	
側溝工	プレキャストU型側溝
	L型側溝
	自由勾配側溝
管渠工	
暗渠工	
縁石工	縁石・アスカーブ
基礎工（護岸）	現場打基礎
	プレキャスト基礎
海岸コンクリートブロック工	
コンクリート被覆工	
護岸付属物工	

(発注方式)

第4条 ICT土工における関連工種であるため、ICT付帯構造物設置工単独での発注及び単独での実施は行わない。

(工事費の積算)

第5条 付帯構造物設置工にICTを活用した工事を行う場合は別表1の「ICT活用工事（付帯構造物設置工）積算要領」に基づき、必要な経費を計上する。

(工事成績評定)

第6条 工事成績評定の対象とする工事において、ICT 土工で評価した項目については、ICT 付帯構造物設置工として、重複して評価は行わない。

(その他)

第7条 この要領に記載のない事項については、工事監督員と協議するものとする。

附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月1日改訂)

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日改訂)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 準用する基準等

番号	基準名称
1	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）
2	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
3	無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
4	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
5	UAVを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院
6	公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準－国土地理院
7	地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院
8	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
9	TS（ノンプリ方式）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
10	RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
11	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督検査要領（土工編）（案）
12	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
13	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（護岸工事編）（案）
14	3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）
15	土木工事施工管理基準及び規格値（案）
16	写真管理基準（案）
17	ICT活用工事（付帯構造物設置工）積算要領